

第 7 章 広 報 活 動

労働委員会は、労働組合又は労働者個人と使用者との間に生じた労働関係のトラブルを迅速に解決し、労使関係の安定を図る行政機関であることを、広く県民の皆さんに知つていただく広報活動を行つています。

1 労働相談週間の実施

平日の日中では相談できない方のために、2月と10月に「労働相談週間」として、平日の受付時間を延長し、土曜・日曜にも相談を受け付けました。

期 間	2月3日(土)～2月9日(金)	10月5日(土)～10月11日(金)
時 間	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00	平日 8:30～19:00 土曜・日曜 9:00～17:00
場 所	宮崎県労働委員会事務局内	
相 談 方 法	電話、面談、FAX、インターネット	
対 応 者	事務局職員、委員	
期間中の相談件数	21件	17件
うち平日夜間	2件	1件
うち土日	4件	4件

(注) 「平日夜間」は、平日17:00～19:00に相談を受け付けた件数

2 委員による労働相談会の実施

新たな取組として、4月を除く偶数月（2月・6月・8月・10月・12月）に、委員による労働相談会を行いました。

令和6年は、3件の相談を受け付けました。

3 ホームページでの情報提供等

労働相談の受付状況を見ると、労働委員会の認知方法では「ホームページ」の割合が最も高くなっています。このため、ホームページの内容をより見やすく分かりやすい内容に更新するとともに、最新情報の掲載（随時更新）及び毎月のアクセス件数の把握に努めました。

労働委員会の認知方法推移

(%)

	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
ホームページ	37.9	39.7	43.1	54.9	55.7	50.8	43.9
他機関からの紹介	15.1	12.9	13.5	12.6	10.1	12.6	14.3
労委を既知	4.6	4.2	4.8	4.8	5.9	4.1	1.9
知人からの紹介	5.2	3.8	4.8	5.4	3.0	3.4	4.4
パンフレット類	7.4	5.4	5.8	2.8	2.6	2.3	1.9
テレビ	4.1	5.0	2.6	2.2	6.6	2.0	3.7
ラジオ	3.7	2.2	3.8	1.2	1.3	0.7	1.9
電話帳	7.9	5.8	1.0	1.4	0.9	0	0.3
その他	0	0.6	1.6	1.4	0.6	0.5	1.6
市町村の広報誌	1.5	1.2	1.4	1.6	0.7	0.5	1.2
ポスター	1.2	0.2	0.2	0.3	0	0.2	0
新聞	1.5	1.6	3.0	0.9	0.9	1.8	1.2
不明	9.9	17.1	14.3	10.5	11.6	21.2	23.7
	100	100	100	100	100	100	100

The screenshot shows the Miyazaki Prefecture website's homepage. The top navigation bar includes links for 'Prefectural Government' (宮崎県), 'Emergency Information' (緊急情報), and search functions for 'Search by purpose' (目的から探す), 'Search by organization' (組織から探す), 'Search by question' (よくある質問から探す), and 'Business inquiries' (事業者の方へ). Below the navigation, there are six main category links: 'Health・Well-being・Welfare' (くらし・健康・福祉), 'Disaster・Safety・Peace of mind' (防災・安全・安心), 'Scenery・Attraction' (観光・魅力), 'Education・Child-rearing' (教育・子育て), 'Business・Industry' (しごと・産業), and 'Prefectural Information' (県政情報). A breadcrumb trail indicates the current page: トップ > しごと・産業 > 労働・雇用 > 宮崎県労働委員会. The page title is '宮崎県労働委員会' (Miyazaki Prefecture Labor Committee). The main content features a large blue banner with the text '職場の困りごとをご相談ください' (Please consult us about your workplace difficulties) and a red phone number '0985-26-7538'. It also mentions the '働くあんしんサポートダイヤル' (Working安心サポートダイヤル) and the '労働委員会が解決をお手伝いします!' (The Labor Committee will help solve your problems!). Below this is another banner for the 'あっせん制度' (Assen System) with the text 'で解決してみませんか?' (Don't you think we can solve it with the Assen System?). At the bottom left, there is a 'New information' (新着情報) section and a note about a consultation event on October 7th.

(宮崎県ホームページ)

4 各種媒体による広報活動

10月の「個別労働関係紛争処理制度周知月間」や、2月及び10月の「労働相談週間」を中心に、テレビやラジオ、新聞、県や市町村が発行する広報誌など、様々な媒体を活用して広報活動を行いました。

- ・ テレビ：MR T「おしえて！みやざき」、UMK「みやざきゲンキTV」
- ・ ラジオ：MR T「おはよう県庁です」、エフエム宮崎「Todayみやざき」
- ・ 新聞：各紙「県政けいじばん」
- ・ 広報誌：各市町村広報誌
- ・ SNS：「宮崎県広報」、「県雇用労働政策課」Facebook、X、LINE公式アカウント

5 出前講座

県民、各種団体等からの依頼に応じて「職場でトラブルに遭わないために」等をテーマとした出前講座を実施し、注意すべき労働法令の解説や、労働委員会制度のPR等を行いました。

出前講座の様子



(事務局職員による講義)

6 関係機関等との連携

関係機関等に対し、ポスター等の啓発資料を配付することで、本県労働委員会の認知度向上に努めました。

また、労働相談件数の業種別割合において「医療・福祉」が最も多くなっていることから、医療・福祉関係団体構成員へ啓発資料の配付や、労働相談会の情報提供を行う等、相談しやすい環境づくりを行いました。

さらに、商工労政主管課や自殺対策主管課等、県庁内の関係各課にも労働委員会制度の周知協力を求め、連携の強化に努めました。

ポスター



リーフレット

労働相談事例

- 退職したいが辞めさせてもらえない
- 雇止めを撤回してほしい
- 突然の解雇に対し金銭で解決したい
- 懲戒処分を撤回してほしい
- 内定取り消しを撤回してほしい
- 解雇を撤回してほしい
- 退職しないかと言われた
- 待機時間中の賃金を支払ってほしい
- 職場でパワハラを受けている
- 勤務日数等の労働条件の不利益変更を撤回してほしい

などなど…

宮崎県労働委員会のHPでは、上記の事例の中であっせんに至った事例について詳しい内容と解決までの流れを紹介しています！



交通アクセス

労働委員会付近略図



宮崎県労働委員会

〒880-0805
宮崎市橋通東1丁目9-10 県庁3号館6階
8:30～12:00、13:00～17:00
※土日祝・年末年始を除く

TEL 0985-26-7538
(相談専用ダイヤル)

FAX 0985-20-2715

HP 相談フォームを用意しています

[宮崎県労働委員会](#)

検索

突然解雇された…

なぜ急に異動？…

残業代が出ない…

パワハラでは？…

相談無料

秘密厳守

宮崎県労働委員会
TEL 0985-26-7538

労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自立的な解決が困難な場合に、あっせんにより公正・中立な立場で問題解決のお手伝いをします。



労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。

労働委員会	使用者	労働者
労働組合の役員など	会社の役員など	労働者の団体
弁護士など	法務担当者など	労働者側の事情を的確に把握

まずはご相談ください！

労働に関するご相談、ご質問を幅広く受け付けています。相談は無料、秘密は厳守します。相談方法は、来所、電話、FAX、インターネットなどで可能ですので、お気軽にご連絡ください。また、あっせんによるトラブルの解決支援も行っています。



解雇トラブルが解決したケース



労働者と使用者のトラブル解決（あっせん）

個々の労働者と使用者との間で生じた、労働条件などをめぐるトラブルについて、当事者同士での解決が困難な場合、労働委員会（あっせん員）が労使の間に立ち双方の主張を確認し、公正・中立な立場から妥協点を見つけて解決に向けたお手伝いをします。あっせん申請は、労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています。

```

    graph LR
      A[労使間でトラブルが発生(自主解決が困難)] --> B[労働委員会へあっせん申請]
      B --> C[事務局職員による事情聴取]
      C --> D[あっせん実施(あっせん案提示)]
      D --> E[受諾]
      E --> F[解決]
      E --> G[拒否]
      G --> H[打切り]
  
```

労働委員会PR用チラシ

労働者（働く人）と使用者（会社、団体等）のみなさん

労働者と使用者の トラブル解決をお手伝いします！

相談無料

秘密厳守

公正・中立

こんなお悩み、ありませんか？

労働者側の相談例



- 突然解雇された…
- 残業代が出ない…
- パワハラでは…?

使用者側の相談例



- 転勤に応じてくれない…
- 勤務態度に問題のある職員がいて困っている…

まずは「相談」してみましょう！

宮崎県労働委員会では、労働に関するお悩みや労働者と使用者との間で生じたトラブルのご相談を受け付けています。

まずは、お気軽に専用ダイヤルまでご相談ください。

※あっせん制度を裏面に御紹介しております。裏面も御覧ください。



～働くあんしんサポートダイヤル～

0985-26-7538 (専用ダイヤル)

※通話料等通信料は利用者負担となります。

受付時間 8：30～12：00、13：00～17：00
(土日・祝日、年末年始を除く)

◆労働者の方、使用者の方、双方から受け付けています

◆電話相談のほか、メール専用相談フォーム、FAX、面談による相談も受け付けています
(相談方法の詳細についてはホームページをご確認ください)

当委員会HPのQRコード→



宮崎県労働委員会

〒880-0805 宮崎市橋通東1丁目9番10号 (県庁3号館6階)

TEL: 0985-26-7262 FAX: 0985-20-2715



労働相談会啓発用チラシ(10月労働相談週間)



令和6年
10月5日(土)～10月11日(金)

10月5日(土)・6日(日) 9:00～12:00、13:00～17:00
10月7日(月)～11日(金) 8:30～12:00、13:00～19:00
※通常は平日の8:30～12:00、13:00～17:00

働くあんしんサポートダイヤル
0985-26-7538

相談無料

秘密厳守

★相談方法：電話、面談(要予約)、FAX、
HP上の相談フォーム

★対象者：県内の事業所などに勤務する労働者
及び使用者

★場所：宮崎県労働委員会事務局(県庁3号館6階)
※10月7日(月)は、事務局職員による相談(電話、面談)以外に
労働委員会委員による労働相談会(裏面参照)も実施します。

主催：宮崎県労働委員会

解雇・休暇・年休・パワハラなど、職場では様々なトラブルが発生します。

「どこに相談すればいいのか分からなくて…」「こんなこと相談していいのかな…」

そんなお悩みをお持ちの方へ、お知らせします。

宮崎県労働委員会では、職場のトラブルについて、**相談無料・秘密厳守**で相談をお受けします。

労働に関するお悩みであれば、お気軽にご相談ください。労働組合や使用者からのご相談もお受けしています。

**労働委員会委員(弁護士、社会保険労務士、労働組合役員、会社役員等)
による労働相談会(面談)を年5回実施します！**

第3回：令和6年10月7日(月) 14:30～15:30

※面談は予約が必要です。(先着順)

予約方法

・電話 (0985-26-7538)

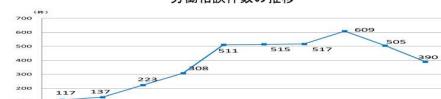
予約受付時間：平日の8:30～12:00、13:00～17:00

・労働委員会ホームページ上の予約申込みフォーム

予約締切：令和6年10月2日(水) 17:00

詳細は労働委員会ホームページをご覧ください。

労働相談件数の推移



宮崎県労働委員会

〒880-0805

宮崎市橋通東1丁目9番10号

(県庁3号館6階)

TEL: 0985-26-7538(相談専用)

FAX: 0985-20-2715

駐車場についてはお問い合わせください

労働委員会
ホームページ

